

■即時振替規定

1 即時振替サービス

即時振替サービス（以下「このサービス」といいます。）は、このサービスの利用の申込みをした者（以下「利用者」といいます。）の総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第3項により申し込まれた振替貯金に係る振替口座（振替貯金口座規定に規定する振替口座をいいます。この条において同じとします。）（以下「総合口座」といいます。）の預り金を、当行がこのサービスに係る承認をした加入者（以下「収納加入者」といいます。）の請求に従い、利用者へ通知することなく当該利用者の総合口座から当行所定の一般口座に振り替えてする電信振替の取扱いです。

2 利用の申込み

- (1) このサービスの利用の申込みをしようとするときは、パーソナルコンピュータ若しくはパーソナルコンピュータに準じた当行所定のインターネット接続端末機（以下「スマートフォン」といいます。）又は携帯電話会社独自の情報提供サービス対応型の電話機等（以下「携帯電話」といいます。）（以下パーソナルコンピュータ、スマートフォン及び携帯電話を併せて「利用者端末」といいます。）により、インターネット経由で当行所定のホームページ等にアクセスし、利用者端末の画面の操作手順に従って、必要事項を入力の上送信してください。
- (2) 前項の利用の申込みについて、当行で受信した利用者の総合口座の記号番号、カナ氏名、生年月日及び暗証（キャッシュカード規定の適用のあるカードの暗証をいいます。ただし、同規定第9条（代理人のカード）の代理人のカードの暗証を除きます。この項、第4項及び第5項において同じとします。）等当行所定の事項が、当行が指定した記号番号並びに届出のカナ氏名、生年月日及び暗証等当行所定の事項と一致した場合には、当行は送信者を利用者本人とみなし、前項の利用の申込みを正当なものとして取り扱います。
- (3) 第1項の利用の申込みは、当行がコンピュータシステムにより当該利用の申込内容を確認した時に成立するものとします。
- (4) 当行が、利用者本人からの利用の申込みとして第1項の利用の申込みを受け付けましたうえは、利用者の総合口座の記号番号、カナ氏名、生年月日又は暗証（以下「記号番号等」といいます。）につき偽造、変造、盗用、不正利用その他の事故があってもそれにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (5) 次の場合には、第1項の利用の申込みはできません。
 - ① 停電、故障等により当行所定のホームページ等にアクセスできない場合
 - ② 当行所定の回数を超えて暗証を誤って当行所定のホームページ等に入力した場合
- (6) 当行が第1項の利用の申込みを行うことができないと定めた日若しくは時間帯又は当行所定の事由により利用者との取引を制限している場合は、第1項の利用を申し込むことができません。
- (7) 第1項の利用の申込みがあった場合、当行は、当該申込みをした利用者の受付デー

タ又は利用者に対する本人特定事項の確認若しくは取引時確認の情報等を、収納加入者へ電信により通知することがあります。

- (8) 第1項の規定にかかわらず、当行が認めたときは、収納加入者がこのサービスの利用の申込みをしようとする者の代理人として申し込む方法その他当行所定の方法により、このサービスの利用の申込みをすることができます。
- (9) 前項の利用の申込みは、当行が当該利用の申込内容を確認した時に成立するものとします。

3 電信振替

- (1) 当行は、前条により利用者からの利用の申込みを正当なものとして受け付けた場合は、収納加入者が請求した内容に従って、電信振替の取扱いを行います。
- (2) 利用者と収納加入者との間の契約にかかわらず、前項の取扱いによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 前項において当行の責に帰すべき事由がある場合があっても特別損害については、当行は責任を負いません。ただし、当行に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。

4 利用時間

- (1) このサービスに係る電信振替の利用時間は、当行所定の時間内とします。ただし、収納加入者が取扱いを行うことができないと定めた日若しくは時間帯又は当行所定の事由により利用者との取引を制限している場合は、利用できません。
- (2) 当行は、システムメンテナンス等のためあらかじめ利用者に対する通知又は公表のうえ、このサービスの取扱いを休止することがあります。
- (3) 前項の規定にかかわらず、当行は、システムの維持、取引の安全性の維持等に必要な場合は、あらかじめ利用者へ通知又は公表することなく、このサービスの取扱いを休止することができるものとします。

5 電信振替の成立

このサービスに係る電信振替は、当行がコンピュータシステムにより振替の内容を確認し、総合口座から振替金に相当する預り金を払い出したことを確認した時に成立するものとします。

6 電信振替の請求の取消し

このサービスに係る電信振替の請求がなされた場合において、利用者と収納加入者との間の契約の全部又は一部が無効若しくは不存在であり又は解除（合意解除を含みます。）され若しくは取消し等により適法に解消されたときは、利用者は当該収納加入者から当該振替金に相当する代金額につき、現金により返金を受ける等当該収納加入者との間で解決してください。

7 料金

このサービスに係る電信振替については、当行所定の料金を収納加入者の一般口座（総合口座以外の振替口座をいいます。第9条第2項において同じとします。）の預り金から控除することによりいただきます。

8 通知等のための連絡先

- (1) このサービスに係る電信振替について利用者に通知し又は照会する場合には、利用者の総合口座について届出のあった住所又は電話番号を連絡先とします。
- (2) 前項において、届出のあった連絡先の不備又は電話の不通等によって通知し又は照会することができなくても、それにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

9 利用の廃止等

- (1) 利用者がこのサービスの利用を廃止しようとするときは、当行所定の方法により届け出てください。
- (2) 次の場合には、前項の廃止の届出があったものとして取り扱います。
 - ① 利用者の総合口座について総合口座取引規定第22条（総合サービスの廃止等）第1項により廃止とされた場合
 - ② 利用者の総合口座について利用者から解約の請求があった場合又は振替貯金口座規定第29条（解約）第4項若しくは第5項により解約とされた場合
 - ③ 収納加入者の指定する一般口座について収納加入者から解約の請求があった場合又は振替貯金口座規定第29条（解約）第4項若しくは第5項により解約とされた場合
 - ④ 収納加入者についてこのサービスに係る承認を当行が取り消した場合
- (3) 利用者の総合口座について、通帳又はキャッシュカード（キャッシュカード規定の適用のあるカードをいいます。）が紛失、盗難その他の事由により利用が停止された場合には、このサービスの利用を停止することがあります。
- (4) 記号番号等又は収納加入者との間で用いられるID、パスワード等（以下「ID等」といいます。）の盗取又は詐取等により、このサービスの利用を総合口座の名義人以外の第三者に不正に申し込まれ、若しくはこのサービスに係る不正な電信振替を行われるおそれが生じた場合又は総合口座の名義人以外の第三者による不正なこのサービスの利用の申込み若しくはこのサービスに係る不正な電信振替があったことを認知した場合には、利用者は、速やかにキャッシュカード規定第11条（カード等及び暗証の管理等）第7項により当行に通知のうえ、暗証を変更し、又は当行所定の方法によりカード等（キャッシュカード規定に規定するカード等をいいます。）の取扱いの停止のための手続をするものとします。
- (5) 次の場合には、利用者に通知することなく、このサービスの利用を停止又は廃止することがあります。
 - ① 利用者の総合口座について、当行所定の事由により取引の制限又は取扱いの停止がされたとき
 - ② 6か月間以上このサービスに係る電信振替が行われなかったとき

- ③ 利用者を被相続人とする相続の開始があったことを当行が知ったとき
- ④ 総合口座について、貯金等共通規定第8条（成年後見人等の届出）により成年後見人等の届出がされたとき
- ⑤ この規定その他当行との契約に違反したとき
- ⑥ 利用者が当行に届け出た住所地あての郵便物が到達しなかった場合など、利用者との連絡が取れないとき
- ⑦ その他利用状況等に鑑みて、当行が必要と認めたとき

10 免責事項

- (1) 利用者端末、通信機械、回線又はコンピュータ等の障害によりこのサービスの取扱い又は電信振替が遅延し又は不能となった場合があってもそれにより生じた損害については、当行は責任を負いません。回線等の障害によりこのサービスの取扱い又は電信振替が中断したと判断される場合は、収納加入者に連絡してください。システム障害等が発生した場合は、利用時間中であっても利用者に予告なく、このサービスの取扱い又は電信振替を一時停止することがあります。
- (2) 公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴等がなされたことにより、記号番号等が漏洩した場合があってもそれにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 前2項において当行の責に帰すべき事由がある場合があっても特別損害については、当行は責任を負いません。ただし、当行に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。
- (4) 次の各号の事由によりこのサービスの取扱い又は電信振替が遅延し又は不能となった場合であっても、それにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - ① 災害、事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
 - ② 当行又は金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信回線又はコンピュータ等に障害が生じたとき
 - ③ その他当行以外の者の責に帰すべき事由があったとき

11 不正利用に係る補償

- (1) 第2条第4項、第3条及び第6条の規定にかかわらず、記号番号等又はID等の盗取又は詐取等により総合口座の名義人以外の第三者にこのサービスを不正利用され生じたこのサービスに係る不正な電信振替については、次の各号のすべてに該当する場合、総合口座の名義人は、当行又は収納加入者に対して当該不正な電信振替に係る損害の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
 - ① 不正な電信振替に気付いてから速やかに、当行又は収納加入者への通知が行われていること
 - ② 当行及び収納加入者の調査に対し、総合口座の名義人より十分な説明が行われていること
 - ③ 当行及び収納加入者に対し、警察署に被害届を提出していることその他の不正利

用があったことが推測できる事実を確認できるものを示すなど、被害状況、警察への通知状況等について当行及び収納加入者の調査に協力していること

- (2) 前項の請求がなされた場合、このサービスに係る不正な電信振替が総合口座の名義人の故意による場合を除き、当行は、当行所定の日以降になされたこのサービスに係る不正な電信振替により生じた損害の額に相当する金額（以下この項において「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、このサービスに係る不正な電信振替が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、利用者に過失があることを当行が証明した場合は、補てん対象額の一部に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項に係る当行又は収納加入者への通知が、記号番号等又はID等の盗取又は詐取等が行われた日（当該盗取又は詐取等が行われた日が明らかでないときは、当該記号番号等又はID等を用いて最初にこのサービスに係る不正な電信振替が行われた日）から、当行所定の期間を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、当行所定の要件に該当することを当行が証明した場合には、当行は、補てん責任を負いません。
- (5) 総合口座の名義人が、記号番号等又はID等の盗取又は詐取等により不正にこのサービスの利用の申込み若しくはこのサービスに係る不正な電信振替を行った者から損害賠償若しくは不当利得の返還を受けた場合又は収納加入者から補てんを受けた場合には当該賠償、返還若しくは補てんを受けた額の限度において、第1項に基づく補てんの請求には応じることはできません。また、このサービスに係る不正な電信振替により被った損害について、本人が保険金を受領した場合には当該受領した保険金相当額の限度において同様とします。
- (6) 総合口座の名義人が当行又は収納加入者から補てんを受けた場合には、当該補てんを受けた金額の限度において、当該総合口座に係る払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項により補てんを行った場合には、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、不正にこのサービスの利用申込みを行った者及びこのサービスに係る不正な電信振替により便益を受けた者その他の第三者に対して総合口座の名義人が有する損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得するものとします。

12 規定の適用

このサービスには、この規定のほか、「キャッシュカード規定」及び「振替規定」が適用されます。ただし、振替規定第6条（特殊取扱）、第11条（印鑑照合等）及び第12条（盗難通帳による電信振替）の取扱いはいたしません。また、各規定とこの規定とで相違が生じる場合には、この規定が優先して適用されるものとします。

13 規定の改定

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行所定のホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

附 則

(実施期日)

この改正規定は、2021年1月13日から実施します。